

板橋区における業務委託契約総合評価方式の試行に関する要綱

(平成 30 年 8 月 23 日区長決定)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、板橋区が発注する業務委託契約において、安定的かつ良好な履行の確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、競争入札において、入札価格のほか、技術力や履行体制及び業務実績等の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の試行実施にあたり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）及び東京都板橋区契約事務規則（昭和 53 年板橋区規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 一般競争入札

施行令第 167 条の 4、第 167 条の 5 及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づいて行う一般競争入札をいう。

(2) 公募型指名競争入札

東京都板橋区希望制（公募型）指名競争入札に関する要綱（昭和 60 年 8 月 20 日区長決定）第 2 条に規定する公募型入札をいう。

(対象となる業務委託契約)

第 3 条 総合評価方式の対象となる業務委託契約は、次の各号に掲げる業務及びこれらに類するもののうち、価格だけでなく企業の技術力や事業実績、地域貢献度等の要素を合わせた総合的な評価により落札者を決定すべきものと区長が認めるものとする。

(1) 建設コンサルタント業務、設計業務

(2) 情報システム構築業務、同支援業務

(3) 窓口・施設管理業務、建物清掃・警備業務

(4) 用務・調理業務

(5) その他事業運営支援業務等

(学識経験を有する者への意見聴取)

第 4 条 区長は、総合評価方式を実施しようとするときは、施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、次に掲げる事項について、あらかじめ 2 人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無

2 前項第 2 号の意見聴取の結果、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べら

れた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(総合評価方式における入札方式)

第5条 総合評価方式の実施は、公募型指名競争入札によるものとする。ただし、規則第5条第3項の規定に該当する設計委託業務契約について総合評価方式を実施する場合は、一般競争入札によることができるものとする。

(公示事項)

第6条 総合評価方式を実施する場合は、発注案件の公示を開始する日において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象であること。
- (2) 提出資料の様式、提出方法
- (3) 入札価格による評価（以下「価格点」という。）の評価方法
- (4) 技術能力評価点の評価項目及び評価方法
- (5) 企業の地域貢献評価点の評価項目及び評価方法
- (6) 履行計画等評価点の評価項目及び評価方法
- (7) 落札者の決定方法
- (8) 提出書類の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (9) 提出資料に配置予定技術者等が記載されている場合、当該配置予定技術者等は、区が認める場合を除き変更できないこと。

2 前条ただし書きの規定により、総合評価方式を一般競争入札により実施しようとする場合は、規則第8条の規定に基づき公告を行うものとする。

(総合評価方式入札への参加)

第7条 総合評価方式への入札参加希望者は、前条第1項の規定により示した提出書類を添えて区長に対し参加希望申請を行わなければならない。

2 前項の提出書類の様式については、別に定めるものとする。

(評価の方法)

第8条 総合評価方式における評価は、価格点、技術能力評価点、企業の地域貢献評価点及び履行計画等評価点を合計した数値（以下「評価値」という。）による。

(価格点による評価)

第9条 価格点の算定は、次のとおりとし、算定式にかかる算定係数は、別に定めるものとする。

価格点＝算定係数×（最低価格／入札価格）

2 総合評価方式による入札の実施に当たり、低入札価格調査基準価格を設定している場合の価格点の算定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 最低入札価格が、低入札価格調査基準価格以上である場合については、価格点算定上の最低入札価格とする。
- (2) 最低入札価格が、低入札価格調査基準価格未満かつ失格基準価格以上である場合については、低入札価格調査の結果にかかわらず価格点算定上の最低入札

価格とする。

(3) 最低入札価格が失格基準価格未満の入札である場合については、当該入札を無効とし、価格点算定の対象としない。

(技術能力評価点による評価)

第 10 条 技術能力評価点の算定は、入札参加希望者の技術及び配置予定技術者等の能力に対する評価を行うものとし、その項目、配点及び配点基準については、別に定めるものとする。

(企業の地域貢献評価点による評価)

第 11 条 企業の地域貢献評価点の算定は、入札参加希望者の地域貢献評価等に対する評価を行うものとし、その項目、配点及び配点基準については、別に定めるものとする。

(履行計画等評価点による評価)

第 12 条 履行計画等評価点の算定は、入札参加希望者が提出する当該委託業務に関する履行計画等に対する評価を行うものとし、その項目、配点及び配点基準については、別に定めるものとする。

(落札者の決定方法)

第 13 条 区長は、次の要件に該当する者のうち、第 9 条から第 12 条の規定により算出された評価値の合計が最も高いものを落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(2) 低入札価格調査基準価格を設定している場合、入札価格が失格基準価格未満でないこと。

(3) 低入札価格調査基準価格を設定している場合、入札価格が当該調査基準価格未満でないこと。ただし、前号の要件を満たす場合において、低入札価格調査を実施し、入札者が提出した資料等を審査した結果、当該業務内容に適合した履行が可能であると認められる場合はこの限りでない。

2 前項の評価値の最も高い者が、2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 前項の場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、施行令第 167 条の 9 後段の規定を準用する。

(入札結果の公表)

第 14 条 総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 落札者

(2) 落札者を決定した理由

(3) 入札者の評価結果

(評価内容の担保)

第 15 条 参加申請書類（第 7 条の規定により入札参加希望者が提出した書類をいう。以下同じ。）に基づく適正な履行を確保するために、落札者の決定に反映された評価内容のうち、契約後に履行される性質のものについては、その履行状況を確認す

るものとする。

- 2 落札者の決定後、当該落札者が提出した参加申請書類に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があったことが判明した場合には、東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定に基づき指名停止等の措置を行うほか、落札者の価格点以外の評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格（税抜）の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を、違約金として徴することができるものとする。
- 3 落札者の責により落札者の決定に反映された評価内容に基づく履行ができないと判断された場合、その程度に応じ、違約金の徴収、契約金額の減額、契約解除、損害賠償の請求ができるものとし、また、指名停止要綱の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。違約金を徴する場合の違約金の額については、前項の規定に準ずるものとする。

（総合調整）

第16条 総合評価方式の実施にあたり、必要な総合的な調整等は、総務部契約管財課において行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。